

# (仮称)流山市街づくり条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

## 1 件名

「(仮称)流山市街づくり条例(案)」についての意見等募集

## 2 目的

この要領は、(仮称)流山市街づくり条例を策定するに当り、広くその素案を公表し、市民等の意見を聞くことによって、条例作成に市民等の参画の機会を保障するとともに、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

## 3 条例の目的

流山市自治基本条例の基本理念にのっとり、都市計画や街づくりにおける市民参加及び協働の街づくりを推進するため必要な事項を定めるとともに、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続き及び建築基準法の規定に基づく建築協定の手続きを定めることにより、市民の福祉の向上と良質で魅力的な街づくりを実現するために策定するものです。

## 4 公表の方法等

### (1) 閲覧場所

- ア 市役所第2庁舎2階都市計画課
- イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー
- ウ 市内各出張所及び公民館
- エ 中央図書館及び森の図書館(北部地域図書館)

### (2) 流山市ホームページ

## 5 意見等が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの

## 6 意見等募集期間

平成23年11月21日（月）～平成23年12月20日（火）【必着】

## 7 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参又は閲覧場所の意見箱に投函のいずれかの方法で提出して下さい。

お寄せいただいた御意見に個別には回答できませんが、御意見に対する市としての考え方を整理したうえで公表します。

## 8 その他

（1）提出いただいた御意見等に対する回答は個別にはいたしません。

意見等募集期間終了後、全ての御意見を整理したうえで条例作成の参考にさせていただきます。

御意見に対する市の考え方については、前記閲覧場所及び流山市ホームページで公表します。

（2）パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中に記載しないで下さい。

（3）電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取り扱えません。

## 9 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部都市計画課（市役所第2庁舎2階）

TEL 04-7150-6087

FAX 04-7159-0954

電子メール [toshikei@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:toshikei@city.nagareyama.chiba.jp)

(仮称)流山市街づくり条例(案)に対する意見等について

(宛先)流山市長

住 所	
氏 名	
電話番号	

意見等

ページ・当該箇所	御意見等

提出期限 平成23年12月20日(火)<必着>

提出方法

直接持参 流山市役所第2庁舎2階 都市計画課窓口

郵 送 〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 都市計画部 都市計画課

F A X 04-7159-0954

電子メール toshikei@city.nagareyama.chiba.jp

閲覧場所の意見箱に投函

意見等の公表の際は、個人情報である住所・氏名は公表しません。